

総務大臣
石田真敏 殿

統計委員会委員長
西村清彦

諮問第121号の答申
全国消費実態統計の指定の変更及び全国消費実態調査の変更について

本委員会は、諮問第121号による全国消費実態統計の指定の変更及び全国消費実態調査の変更（平成31年度（2019年度）に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

I 全国消費実態統計（基幹統計）の指定の変更

1 承認の適否

基幹統計の指定を変更して差し支えない。

2 理由等

本統計については、「諮問第117号の答申 全国消費実態調査及び家計調査の変更について」（平成30年12月17日付け統計委第14号。以下「平成30年12月答申」という。）において、「基幹統計及び調査の名称について、その変更の内容をよりの確に表すものに変更した上で、次回全消調査を実施する方向で検討すること」が求められている。

本申請は、表1のとおり本統計の名称を変更することを計画している。

表1 本統計の名称の変更

	変更案	現行
名称	全国家計構造統計	全国消費実態統計

これについては、①本統計が、消費に加えて所得の分布等の実態についても把握することを目的としていること、②5年周期の統計として、月次の統計である家計統計との区別を明確にするため、よりの確な名称に変更するものであり、適当と考える。

II 全国消費実態調査の変更

1 変更の適否

平成31年1月28日付け総統消第26号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「全国消費実態調査」（総務省実施の基幹統計調査、以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

2 理由等

（1）調査の名称及び調査の目的の変更

本申請は、表2のとおり本調査の名称及び目的を変更することを計画している。

表2 本調査の名称及び目的の変更

	変更案	現行
名称	全国家計構造調査	全国消費実態調査
目的	家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。	全国消費実態調査は、全国の世帯を対象として、家計の収入及び支出並びに住宅と宅地の所有状況、主要耐久消費財の所有数量及び貯蓄・負債現在高を調査し、家計の構造を所得、消費及び資産の観点から総合的に把握するとともに、都道府県などの地域的差異を明らかにすることを目的とする。

これらについては、これまで、家計の消費の実態を中心とした把握から、所得、消費、資産及び負債の水準・構造等家計全般の構造の把握により重点を置くという調査計画の変更内容を踏まえたものであり、これは平成30年12月答申の指摘に積極的に対応するものであることから、適当と考える。

なお、今回の対応は、家計に関する統計の体系的な整備に向けた第一段目の取組であることから、引き続き、同体系的な整備に向けて、平成31年度（2019年度）調査の実施結果等も踏まえつつ、関係する各種統計調査の位置付けや役割分担、基幹統計の体系的整備の在り方等を改めて整理等を行う必要があることを付言する。

（2）その他の変更

本申請は、平成30年12月答申の指摘に対応するため、調査事項の一部の見直しや調査計画の記載ぶりの修正などを行うこととしている。

これらについては、調査の適切な実施に資することから、適当と考える。

以上